

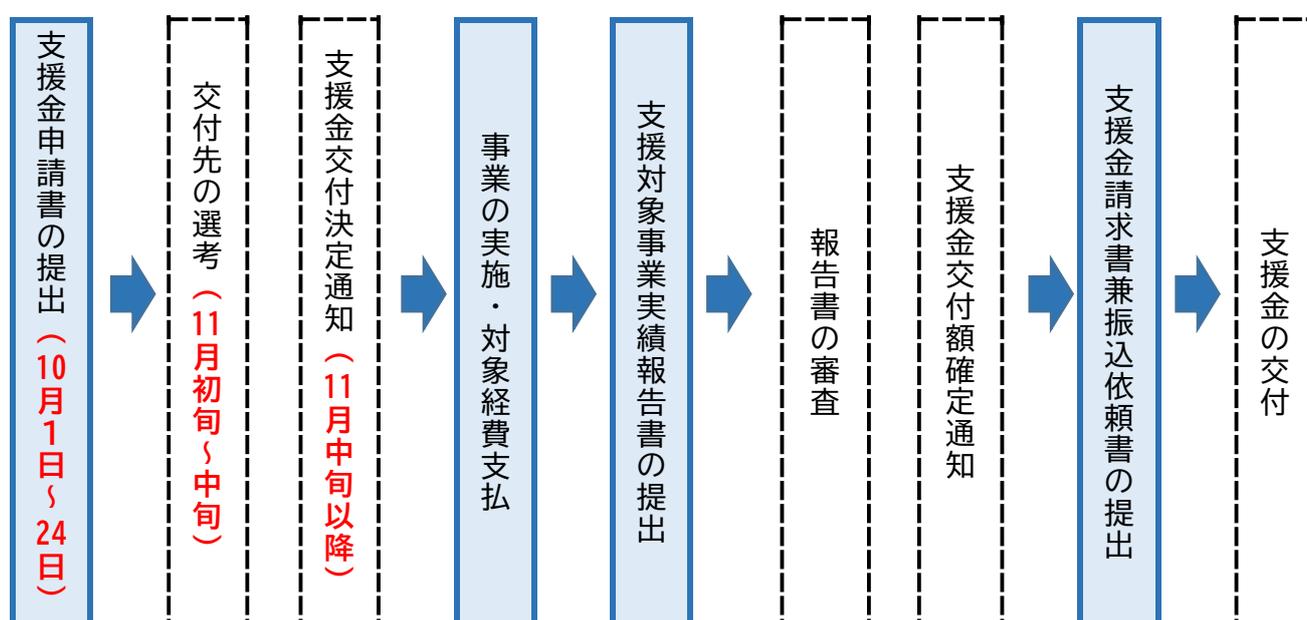
地元ファッション事業者の海外展開・EC強化支援金（第2期） 申請要項

1 支援金の趣旨・目的

この支援金は、福岡市内（以下、「市内」という。）のファッション事業者の海外でのビジネス展開やECサイトの構築・改修に係る経費の一部を支援することで、海外販路の獲得・拡大や国内外におけるECサイトでの売上増加を促すことを目的としています。

2 支援の流れ

申請から支援金交付までの大まかな流れは次のとおりです。



■で示すものが支援事業者(申請者)の行う項目です。

※第1期では、申請を先着順に受付し、交付決定額が予算に達した時点で受付を終了しましたが、第2期では申請受付期間終了後に外部有識者を交えた選考を行い、その結果を踏まえて予算の範囲内で交付を決定いたします。

3 支援対象事業者

支援金交付の対象となる事業者（支援対象事業者）は以下のいずれにも該当する事業者とします。

(1) 市内に本店または主たる事業所を有するファッション事業者（法人または個人事業主）

※この要項において「ファッション事業者」とは、アパレル（衣服）製品の企画・デザイン・製造（外部工場への委託を含む）・販売（B to BもしくはB to C、またはその両方）を主軸として活動している事業者のことを指します。

(2) 個人事業主の場合は本人、法人の場合は役員が以下の①、②のいずれにも該当すること。

- ① 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下、「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）に当てはまらないこと。

- ② 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) その他、支援金の趣旨に照らして適当でないとしてクリエイティブ福岡推進協議会会長（以下、「会長」という。）が判断するものでないこと。

4 支援対象事業

支援金を交付する対象となる事業（支援対象事業）は以下のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 自社で企画・デザインしたアパレル（衣服）製品の海外販路開拓・拡大またはECサイトでの売上増加を目指したものであること。
- (2) 次ページの「支援メニュー表」に定める支援対象事業のいずれかに該当する事業であること。
- (3) クリエイティブ福岡推進協議会が本支援金と別に実施・運営する事業に関する内容でないこと。
- (4) 事業内容が法令及び公序良俗に反したものでないこと。
- (5) 事業において取り扱う商材が、次の①～④のいずれにも該当すること。
 - ① 日本および展開国の基準に照らし合わせて、成人向けコンテンツおよびこれに準ずるものでないこと。
 - ② 宗教の教義を広め、儀式行為を行うこと及び信者を教化育成することを目的としたものでないこと。
 - ③ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的としたものでないこと。
 - ④ 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、もしくはこれらに反対することを目的としたものでないこと。
- (6) 国や他の自治体、その他機関等から本支援金と同一もしくは類似する支援や補助を受けていないこと。
- (7) 福岡市の市税の納税義務者の場合は、市税を滞納していないこと。
- (8) その他、支援金の交付が不相当と認められないこと。

【支援メニュー表】

支援メニュー	支援対象事業	支援額	支援率
① 海外展開支援	<p><u>自社で企画・デザインしたアパレル（衣服）製品の海外販路開拓・拡大を目的として行う以下の事業を実施するにあたって必要となる経費の一部を支援します。</u></p> <p>(1) 海外で開催される展示会または展示会に類するものに参加する事業</p> <p>(2) 海外で期間限定出店（ポップアップショップ）または期間限定出店に類するものを行う事業</p> <p>(3) 東京近郊で開催され、海外バイヤーが多く来場する展示会に参加する事業</p>	最大 50 万円	<p>支援対象経費の 2分の1 (千円未満切り捨て)</p> <p>※支援対象経費の詳細は次ページ「(2) 支援対象経費」参照</p>
	<p>上記(1)の事業のうち、<u>パリ・ミラノ・ロンドン・ニューヨーク</u>で開催されるファッション・ウィーク（世界四大コレクション）の期間中に、<u>現地都市で開催される展示会に出展する事業</u>を実施するにあたっては、<u>支援額の上限を1.5倍とします。</u></p>	最大 75 万円	
② ECサイト強化支援	<p><u>自社で企画・デザインしたアパレル（衣服）製品のECサイトでの売上増加を目的として行う以下の事業を実施するにあたって必要となる経費の一部を支援します。</u></p> <p>(1) 外部の専門業者に委託して新たにECサイトの構築を行う事業</p> <p>(2) 外部の専門業者に委託して既存のECサイトの改修を行う事業</p>	最大 50 万円	

※この要項において、「ECサイト」とは、自社で企画・デザインしたアパレル（衣服）製品の販売を目的とした、オンラインで注文・決済が可能なウェブサイトまたはECプラットフォームのことを指します。（既存のモール型ECサイトやオークションサイト、フリーマーケットサイトへの登録は本支援金の対象外です。）

※上表①(3)での申請の場合、展示会主催者が公表している海外バイヤーの過去の来場実績や海外バイヤーの来場予定者リストなど、海外バイヤーの来場を確認できる書類の提出を求める場合があります。

※上表②(1)、(2)での申請の場合、見積書や仕様書などECサイトの構築・改修内容の詳細および金額が分かる書類を提出していただきます。

5 支援金の額・支援対象経費

前ページ「支援メニュー表」のとおり、各支援対象事業に係る支援対象経費※の2分の1の額（千円未満切り捨て）を、最大50万円（一部事業については最大75万円）まで支援します。

※支援対象経費の詳細は次ページの「(1) 支援対象経費」参照

(1) 支援対象経費

支援メニュー	支援対象経費
① 海外展開支援	出展小間（ブース）料、会場費、展示装飾費、出展・販売物輸送費、リース料（展示会・ポップアップ用備品レンタル等）、渡航費（現地に赴く1名分）、通訳翻訳料、印刷製本費（パンフレット等）、広告費、手続き代行料等、サンプル製作費（支援事業のために製作するものに限る）、その他会長が必要と認める経費。
② ECサイト強化支援	ECサイトの構築・改修のために、外部の専門業者への委託にかかる経費等（デザイン費、開発費、機能追加費、コンサル費等）、その他会長が必要と認める経費。

※渡航費について、ビジネスクラスやグリーン席など特別に付加される料金や、自家用車（社用車）での移動にかかる費用は対象外とします。

※ECサイト強化支援について、自社スタッフによるECサイトの構築・改修に係る費用や、運用保守費などのECサイトの維持・運営に係るランニングコストは対象外とします。

※支援対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、仕入税額控除が可能な部分については、その金額が明らかな場合には支援額から減額して申請してください。申請時点で控除可能額が不明な場合はこの限りではありません。

※支援対象経費は、本支援金申請日以降に支払ったものに限ります。申請日より前に支払った経費は対象外となりますのでご注意ください。

6 実施時期

(1) 支援対象期間および申請受付期間

第2期の申請受付期間および支援対象期間は下表のとおりです。

	申請受付期間	支援対象期間
第2期	令和7年10月1日～令和7年10月24日	申請日～令和8年3月31日

※第1期では、申請を先着順に受付し、交付決定額が予算に達した時点で受付を終了しましたが、第2期では上記申請受付期間終了後に外部有識者を交えた選考を行い、その結果を踏まえて予算の範囲内で交付を決定いたします。

※支援対象期間外に実施・支払いした事業は対象となりません。

(2) 申請上の注意

①展示会への共同出展や共同でのポップアップショップの開催など、複数の市内のファッション事業者が共同で取り組む事業であっても、当該事業に関する申請は代表の1事業者に限ります。

②支援金の交付の申請は、原則として各期において1申請者につき1件までですが、支援メニューのうち「②ECサイト強化支援」の申請については、第1期、第2期通じて1申請者につき1件までとします。

※詳しくは次ページの【申請例】をご確認ください

【申請例】

○：申請可能、×：申請不可

申請者	第1期の申請	第2期の申請	申請可否
A社	①海外展開支援	①海外展開支援	○
B社	①海外展開支援	②ECサイト強化支援	○
C社	②ECサイト強化支援	①海外展開支援	○
D社	②ECサイト強化支援	②ECサイト強化支援	×

※「②ECサイト強化支援」の申請は第1期、第2期通じて1申請者につき1件までのため、上表のうちD社の第2期における「②ECサイト強化支援」の申請は不可。

7 支援金交付申請

(1) 申請様式の入手方法

申請書等の様式は、福岡市のホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/kaigaitennkaieckyoka.html>

(2) 申請書類

申請にあたっては、下表に従って必要な書類を提出してください。

○：要提出 ×：提出不要

書類名	法人	個人事業主
① 海外展開・EC強化支援金申請書 (様式第1号)	○	○
② 誓約書 (様式第2号)	○	○
③ 事業計画書・対象経費計算書 (様式第3号)	○	○
④ 福岡市の市税の滞納がないことの証明書の写し (申請日前30日以内に交付を受けたもの)	○	○
⑤ 登記事項証明書の写し	○	×
⑥ 役員名簿 (様式第4号)	○	×
⑦ 定款、規約等の写し	○	×
⑧ 直近1期分の貸借対照表および損益計算書の写し ※決算期を一度も迎えていない場合は不要	○	×
⑨ 身分証明書の写し	×	○
⑩ 直近の確定申告書類書 (第一表および第二表と、収支内訳書または 所得税青色申告決算書) の写しまたは開業届の写し ※決算期を一度も迎えていない場合は、開業届の写しを提出	×	○
ECサイト強化支援申請者の場合は以下の書類もご提出ください		
⑪ ECサイトの構築・改修内容の詳細および金額が 分かる書類 (見積書、仕様書等)	○	○

※上表④について、福岡市の市税の納税義務者でない場合は提出不要です。

※上表に掲げるもののほか、申請内容に応じて会長が必要と認める書類を求める場合があります。

※なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に記載されている者であり、当該記載の有効期間内にこの支援金の申請をする者にあつては、②・⑤・⑥・⑦・⑨の提出を免除します。

(3) 申請方法

申請書類は、電子メールでご提出ください。

提出先：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【支援申請】海外展開・EC強化支援（第2期）」としてください。

※申請メールを受信したときは、3営業日以内に申請を受領した旨をメールします。確認メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付してください。

8 申請書類の審査

ご提出いただいた申請書類をもとに、外部有識者を交えた選考委員会の選考結果を踏まえ、評価の高い事業者から予算の範囲内で交付を決定いたします。選考は、以下の項目・観点を基に実施します。

項目	評価観点
課題認識・事業計画の妥当性	自社の置かれた状況を踏まえ、課題が明確に示されているか。課題を踏まえ、課題解決につながる事業計画となっているか。
ロールモデル性	他の事業者の指針や模範となることが期待できる事業計画か。
支援金の必要性・有効性	本支援金を活用することでこれまでできなかった新たな事業展開が見込める等、本支援金が成長に必要なかつ有効なものとなっているか。
経費の明確性・妥当性	事業計画に沿った経費の内訳であり、各費目が明確かつ具体的に示されているか。
期待される効果	<p>自社分析や課題認識を踏まえた的確な事業計画となっており、</p> <p>①海外展開支援の場合は、参加する展示会・ポップアップがターゲット顧客との接点が見込めるものとなっており、海外販路の獲得・拡大が期待できる内容となっているか</p> <p>②ECサイト強化支援の場合は、単にECサイトを構築・改修するだけでなく、新規顧客獲得やリピーター獲得など、長期的な客層拡大につながる仕組みや工夫があり、ECサイトでの売上増加が期待できる内容となっているか。</p>

なお、提出書類に記載漏れや不備があつた場合には、書類の修正や追加提出をお願いすることがあります。

9 交付の決定

支援金交付の可否については、事務局より「支援金交付決定通知書」（様式第5号）もしくは「支援金不交付決定通知書」（様式第6号）の送付をもって通知します。通知は11月中旬ごろに送付する予定です。

10 変更届

交付決定後に支援対象経費の額を変更しようとするとき、または支援対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「変更承認願」(様式第7号)の提出が必要です。
この承認を得ないで変更を行った場合には、交付の決定を取り消す場合もありますので、ご注意ください。
申請書類は、電子メールでご提出ください。

提出先：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【変更承認願】海外展開・EC強化支援(第2期)」としてください。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付してください。

11 実績報告

実績報告については、支援事業が完了してから行って下さい。完了日から起算して30日を経過した日、または支援対象期間の末日(令和8年3月31日)のいずれか早い日までに提出してください。

(1) 提出書類

- ① 支援対象事業実績報告書(様式第8号)
- ② 支払いが証明できる書類(明細のわかる領収書、明細のわかる請求書および振込票など、支払い内容が明確で支払いの事実を証明できるもの。)
- ③ その他、会長が必要と認めるもの。

※申請時に控除可能な消費税額が不明であった場合でも、実績報告の段階でその金額が明らかになったときは、当該金額を支援額から減額して報告してください。

※実績報告時点では控除可能な消費税額が不明であったものが、その後の消費税及び地方消費税の申告により確定した場合には、様式第13号によりその金額を速やかに報告するとともに、必要に応じて支援金の一部を返還していただくことがあります。

(2) 提出方法

申請書類は、電子メールでご提出ください。

提出先：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【実績報告】海外展開・EC強化支援(第2期)」としてください。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付ください。

12 交付額決定の通知

実績報告書および支払いが証明できる書類をもとに審査し、交付額を決定いたします。交付額の通知については、事務局より「支援金交付額確定通知書」(様式第9号)の送付をもって通知します。

13 支援金請求書の提出

「支援金交付額確定通知書」(様式第9号)によって、金額の決定を受けた事業者は「支援金請求書兼振込依頼書」(様式第10号)を電子メールで提出してください。

提出先: contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp

※メールのタイトルは「【請求】海外展開・EC強化支援(第2期)」としてください。

※メールの受信容量の上限は9MBになります。9MBを超える場合は、複数回に分けてメールを送付してください。

14 支援金の交付

支援金は、「支援金請求書兼振込依頼書」(様式第10号)を受理した日から30日以内に交付します。

15 決定の取消し

(1) 支援対象事業者あるいは支援対象事業が、以下のいずれかに該当すると判明したときは、支援金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 本要項「3 支援対象事業者」、「4 支援対象事業」に該当しないことが判明したとき
- ② 提出書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- ③ 偽りその他不正な手段によって支援金の交付決定を受けたとき
- ④ 公序良俗に反する行為があると認められるとき
- ⑤ 支援対象事業の実施に際し日本の法令に違反したとき
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、支援金の交付が不相当と会長が認めるとき

(2) 支援金の返還

支援金交付決定の取消し時点において、既に交付している支援金がある場合は、その全部または一部の返還を求めます。なお、返還金等の送金に際し振込手数料を要する場合は、支援事業者でご負担ください。

16 留意事項

- (1) 申請書類あるいは報告書類の審査の際、必要に応じて、本要項に記載のない書類の提出や説明を求められることがあります。
- (2) 審査の結果、交付決定となった場合でも支援金交付申請額から減額して支援額を決定することがあります。
- (3) 予算に限りがあるため、交付の要件を満たしている場合でも、不交付となることがあります。
- (4) 事務局からの連絡は、原則、電子メールにて行います。

17 効果測定協力の義務

当支援事業の支援金を利用した海外展開事業またはECサイト強化事業について、実績報告書提出以降も効果測定に協力するものとします。事務局により定期的なアンケート・ヒアリング等を実施いたしますので、ご協力ください。

18 問い合わせ先

クリエイティブ福岡推進協議会事務局

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1 福岡市役所コンテンツ振興課内

電話番号：092-711-4329

メールアドレス：contents.EPB@city.fukuoka.lg.jp